

○町田市スポーツ推進条例

平成25年3月29日

条例第6号

文化スポーツ振興部スポーツ振興課

前文

今日、スポーツの持つ役割は、体力向上や健康の保持増進、青少年の健全育成といった役割から、生活習慣病の予防やストレスの防止、地域社会の活性化、スポーツを通じた都市環境の整備、地域経済への貢献など社会的役割へ拡大している。

こうした状況の下、市民一人ひとりがスポーツの果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、スポーツをする、見る、そして支えるというそれぞれの場面において様々な事業を行い、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境を整え、豊かなスポーツ文化を育むことが重要である。

ここに町田市は、スポーツに関する基本理念を明らかにするとともにその方向を示し、市民の理解と参加の下で、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツに関する基本理念を定め、町田市(以下「市」という。)の責務並びに市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体の役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の健康の保持及び増進、明るく豊かな市民生活の形成並びに活力ある市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ関連活動 スポーツをすること、若しくは見ること、又はこれらを支援することという。
- (2) スポーツ施設 一般の利用に供することを目的として設置された体育館、運動場その他のスポーツ関連活動を行うための施設(設備を含む。)をいう。
- (3) 市民等 市内に在住し、在学し、在勤し、若しくは滞在する者又は市が推進するスポーツに関する施策に賛同し、協力する個人をいう。
- (4) ホームタウンチーム 市内を本拠としてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体のうち特定のスポーツ競技において国内における最高水準の組織に所属し、又は所属することが見込まれるものであって、市長の承認を受けたものをいう。
- (5) スポーツ関連団体 市内においてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体並びにホームタウンチームを除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツの推進に当たっては、スポーツに親しむことができる環境の整備、スポーツ関連活動により市民等が誇りと愛着をもつことができる魅力ある地域社会の形成が図られなければならない。

- 2 スポーツの推進に当たっては、スポーツを通じた健康の保持及び増進に関する知識の向上が図られなければならない。
- 3 スポーツの推進に当たっては、市、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の信頼の下に連携及び協力が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、基本理念にのっとり、市の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、市民等の健康の保持及び増進のための施策を推進しなければならない。
- 3 市は、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に関する環境を整備しなければならない。
- 4 市は、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に対し、広報活動その他の方法により支援しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らがスポーツ関連活動の担い手であることを理解し、相互に尊重し、自主的な活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、前条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(ホームタウンチームの役割)

第6条 ホームタウンチームは、自らの競技活動を通じて市の広報に努めるとともに、地域社会の一員として、自主的なスポーツ関連活動を通じて、第4条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第7条 スポーツ関連団体は、地域社会の一員として、自主的なスポーツ関連活動を通じて、第4条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ推進計画)

第8条 市長は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、スポーツに関する施策について、総合的な推進を図るための基本的な計画を定めるものとする。

(スポーツ施設の整備等)

第9条 市長は、スポーツの推進に当たって、スポーツ施設を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第10条 市は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(審議会の設置)

第11条 市は、法第31条に規定するスポーツ推進審議会等として、町田市スポーツ推進審議会を置く。

2 前項の町田市スポーツ推進審議会に関し必要な事項は、条例で別に定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(町田市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

2 町田市スポーツ振興審議会条例(平成20年3月町田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

町田市スポーツ推進審議会条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、町田市スポーツ推進条例(平成25年3月町田市条例第6号)第11条第2項の規定に基づき、町田市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1号中「法」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)」に改める。

愛知県

人 310,380人 (H26.6)

○春日井市スポーツ振興基本条例

平成25年3月15日

条例第10号

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進などのために行われる運動競技その他身体活動であり、人間が本来有する運動本能の欲求を充足させるとともに、爽快感、達成感、楽しさ、喜びを与え、仲間との関わりによる連帯感や協調意識を向上させるものである。

さらに、スポーツは、次代を担う青少年の健全育成、世代間の交流、地域コミュニティの醸成などに資するものであり、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に不可欠なものである。

これらスポーツが有する多様な意義について市民一人ひとりが理解し、スポーツを通じた市民相互の信頼と絆によって地域の交流を深め、市民の誰もが「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現していかなければならない。

このような認識のもと、私たちは、市民、スポーツ団体、企業等及び市がそれぞれの役割を果たし協働することにより、明るく豊かで活力ある「スポーツ都市春日井」を築くため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツの振興について、基本理念を定め、並びに市民、スポーツ団体及び企業等の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、スポーツの振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの振興に関する施策を総合的に推進し、もって市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) スポーツ団体 市内においてスポーツの振興のための活動を主たる目的とする法人その他の団体をいう。

(2) 企業等 事業所、地縁による団体、公益法人その他の民間団体をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツの振興に当たっては、市民、スポーツ団体、企業等及び市が協働して進めなければならない。

2 スポーツの振興に当たっては、市民一人ひとりが自らの健康状態を自覚し、スポーツ活動を通して、健康の保持増進に努めなければならない。

3 スポーツの振興に当たっては、全ての市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる機会が確保されなければならない。

4 スポーツの振興に当たっては、スポーツ活動を通じ、世代間の交流を促進し、地域の活性化が図られなければならない。

5 スポーツの振興に当たっては、全ての市民がスポーツ活動を行うことができるよう環境が整備されなければならない。

6 スポーツの振興に当たっては、施策の推進に広く市民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、スポーツ活動の担い手としてスポーツに対する関心及び理解を深め、自らの健康の保持増進に努めるとともに、学校、地域、スポーツ団体等のスポーツ活動に参画するよう努めるものとする。

(スポーツ団体の役割)

第5条 スポーツ団体は、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツ活動の推進に主体的に取り組むとともに、スポーツに対する市民の関心及び理解を深め、市民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めるものとする。

(企業等の役割)

第6条 企業等は、地域社会の一員として自主的なスポーツ活動の実施及び支援を行うことにより、スポーツの振興及び地域の活性化を促進するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、スポーツの振興に関し、市の特性に応じた施

策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、明るく豊かで活力ある「スポーツ都市春日井」を築くため、市民、スポーツ団体及び企業等と協働するとともに、これらのスポーツ活動に対して必要な支援を行うものとする。

(基本方針の策定)

第8条 市長は、スポーツの振興に関する施策の推進を図るため、スポーツの振興に関する基本方針を定めなければならない。

(生涯スポーツの推進)

第9条 市は、全ての市民が生涯にわたって、体力、年齢、技術等にあったスポーツを継続的に親しみ、健やかに過ごすことができるようにするため、スポーツに参加する機会及びスポーツに関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(コミュニティスポーツによる地域の活性化)

第10条 市は、地域における全ての世代の人々の交流が促進され、地域の活性化並びに人々の連帯感及び協調意識の向上を図るため、地域のスポーツ活動への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの体力向上及びスポーツ活動の充実)

第11条 市は、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、スポーツ教室の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(障害者スポーツの促進)

第12条 市は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に安心して参加できるよう、スポーツに参加する機会の提供その他障害者のスポーツ活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(指導者の養成)

第13条 市は、地域におけるスポーツ指導の充実、優秀なスポーツ選手の育成及びスポーツ事故の防止を図るため、スポーツの指導者の養成及びその資質を向上させる講習会等の開催その他必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ施設の整備)

第14条 市は、市民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、スポーツの競技水準の向上を図るため、スポーツ施設の整備に努めるものとする。

2 市は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、利用者の実態に応じて、安全の確保を図るとともに、市民が安心して利用できるようスポーツ施設の維持管理に努めるものとする。

(顕彰及び助成)

第15条 市長は、スポーツ大会等において優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰を行うものとする。

2 市長は、スポーツの振興に寄与すると認められる者に対して、助成を行うことができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。